

# 呉市地方卸売市場業務条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第6条—第15条）

第2節 仲卸業者（第16条—第24条）

第3節 売買参加者（第25条—第27条）

第4節 関連事業者（第28条—第33条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第34条—第60条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第61条）

第5章 市場施設の使用（第62条—第68条）

第6章 監督（第68条の2—第71条）

第7章 呉市地方卸売市場運営協議会（第72条—第75条）

第8章 雑則（第76条—第81条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、呉市地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び施設の管理について定めるとともに、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、市場の業務の方法及び市場における取引に関し遵守すべき事項を定めることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（市場の名称及び位置）

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
呉市地方卸売市場	呉市光町15番1号

（指定管理者による管理）

第2条の2 市長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第2条の3 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 市場の施設、設備等の維持及び管理に関する業務
- (2) 第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務
- (3) 市場の使用の許可等に関する業務
- (4) 市場関係事業者の許可等に関する業務
- (5) 売買取引の許可等に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に付随する業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い市場の管理を行わなければならない。

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、それぞれ当該各号に定める物品とする。

- (1) 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに規則に定めるその他の食料品
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則に定めるその他の食料品

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの間における日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 市長（市場の管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。次条、第6条の2、第11条の2から第14条まで、第17条、第20条から第29条まで、第31条から第33条まで、第35条、第39条、第42条、第44条、第48条、第50条、第51条、第52条、第53条、第55条、第56条、第58条、第59条、第62条第1項及び第2項、第63条から第67条まで、第68条の2、第68条第3項並びに第76条から第79条までにおいて同じ。）は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休場日に市場を開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休場日以外の日に市場を開場しないことができる。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、市長が市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者（第6条の2の規定により市長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内において規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 青果部 2
- (2) 水産物部 1

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはなら

ない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第11条の2又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が市場の仲卸業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者がいるとき。
- (7) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、120万円以上1,000万円以下の金額の範囲内において、取扱品目の部類ごとに規則で定める。

(保証金の追加預託)

第9条 卸売業者は、保証金を預託した後において、その保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足が生じたときは、市長の指定する期間（次項において「指定期間」という。）内に、処分の対象となった金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでの間は、その業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第10条 市長は、卸売業者が市場に関して市に納付すべき金銭について納付を怠ったときは、次項に規定する権利に優先して、当該卸売業者が預託した保証金を当該納付に充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のい

ずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
  - (1) 正当な理由がないにもかかわらず、第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。
  - (2) 正当な理由がないにもかかわらず、第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
  - (3) 正当な理由がないにもかかわらず、引き続き1月以上その業務を休止したとき。
  - (4) 正当な理由がないにもかかわらず、その業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

- 2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継する場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 4 第6条の2第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業務の相続)

第11条の4 個人である卸売業者が死亡した場合において、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときはその者。第3項において同じ。)が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

- 3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から当該認可の可否に係る通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 5 第6条の2第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の4第1項の認可の申請」

と、「申請者」とあるのは「第11条の4第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、被相続人の卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第11条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
- (3) 商号等を変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。
- (5) 第6条の2第4項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第11条の6 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書を提出したときは、速やかに当該事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、主たる事務所に備えなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者の出荷者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由があるときを除き、これを閲覧させなければならない。

- (1) 当該卸売業者に対して出荷する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされたとき。
- (2) 安定的な決済を確保する目的以外の目的で、閲覧の申出がなされていると認められるとき。
- (3) 同一の者から短期間に繰返し閲覧の申出がなされたとき。

(せり人の届出、登録)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人(以下「せり人」という。)は、市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項に規定するときを除き、速やかにせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、その旨を登録申請者に通知するとともに、登録したせり人に対し記章を交付するものとする。

- (1) せり人の氏名及び住所
- (2) 登録年月日
- (3) 登録番号

4 市長は、第1項の登録の申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は当該申請に係る登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 第13条又は第71条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 仲卸業者（第17条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）若しくは売買参加者（仲卸業者以外の者で、第25条第1項の規定により市長の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 卸売のせり（以下「せり」という。）を遂行するために必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

（せり人の登録の取消し）

第13条 市長は、せり人が前条第4項第1号若しくは第3号のいずれかに該当することとなったとき又はせりを遂行するために必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

（せり人の登録の消除）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、せり人の登録を消除するものとする。

- (1) せり人が前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。
- (3) せり人が第71条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、速やかに記章を市長に返還しなければならない。

（記章の着用）

第15条 せり人は、せりに従事するときは記章を着用しなければならない。

## 第2節 仲卸業者

（仲卸業者の数の最高限度等）

第16条 青果部に仲卸業者を置き、その数の最高限度は12とする。

2 水産物部には、仲卸業者は置かない。

（仲卸業務の許可）

第17条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類について行う。

3 第1項の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第20条又は第71条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日か

ら起算して3年を経過しない者であるとき。

- (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者がいるとき。
- (7) その許可をすることによって、仲卸業者の数が前条第1項に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第18条 仲卸業者は、市から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

- 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第19条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、90万円以上150万円以下の金額の範囲内において規則で定める。

- 2 第9条から第11条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第20条 市長は、仲卸業者が第17条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、第17条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第18条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず、第17条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、その業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第21条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継する場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 4 第17条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第17条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第21条第1項又は第2項の認可の申請」とする。

と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸業務の相続)

第22条 個人である仲卸業者が死亡した場合において、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めるときはその者。第3項において同じ。）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から当該認可の可否に係る通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第17条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第17条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第17条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第22条第1項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「第22条第1項の認可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、被相続人の仲卸業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第23条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 商号等を変更したとき。

(4) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき。

(5) 第17条第4項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第24条 仲卸業者は、次の各号に掲げる仲卸業者の区分に応じ、当該各号に定める日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第25条 売買参加者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類について行う。

3 第1項の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (3) 申請者が申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 申請者が第27条又は第71条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(名称変更等の届出)

第26条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
- (2) 商号等を変更したとき。
- (3) 卸売業者及び仲卸業者から卸売及び販売を受けることを廃止したとき。
- (4) 前条第4項第1号又は第3号のいずれかに該当することとなったとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第27条 市長は、売買参加者が第25条第4項第1号若しくは第3号に該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第28条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。第50条において同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

- (1) 第3条において定める取扱品目（同条に規定する加工品及び同条の規定により規則で定めるその他の食料品を除く。）以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の規定による許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第29条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同条第2項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の

執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第31条又は第71条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同条第2項の規定による許可の申請をした者が業務を適確に遂行するために必要な能力又は資力信用を有しないと認めるときは、当該許可をしないものとする。

（保証金の預託）

第30条 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、その許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第68条第1項に規定する使用料（会議室の使用料を除く。）の月額（第62条第4項において「使用料月額」という。）の6倍に相当する金額の範囲内において規則で定める。

4 第9条から第11条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

（許可の取消し等）

第31条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が第29条第1項第1号若しくは第2号に該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するために必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないにもかかわらず、その許可の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず、その許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず、引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないにもかかわらず、その業務を遂行しないとき。

（名称変更等の届出）

第32条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 商号等を変更したとき。

(4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき。

(5) 第1種関連事業の許可を受けた者にあっては、第29条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。

2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく

その旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者に対する規制等)

第33条 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対して、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第34条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第35条 卸売業者は、市場において行う卸売については、全ての取扱品目につき、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、市場において行う卸売をせり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 卸売業者は、前項の規定により卸売の方法を設定し、又は変更しようとするときは、その内容を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

第36条及び第37条 削除

(差別的取扱いの禁止等)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第44条の受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生じるおそれがあるとき。

(2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後に残品を生じたとき。

(3) 本市の区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。

2 前項ただし書に規定する許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

第40条 削除

(卸売業者に係る卸売の相手方としての買受けの禁止)

第41条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において、その許可に係る取扱品目

の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第42条 卸売業者は、市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をした場合は、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときを除き、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品について販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

#### 第43条 削除

(受託契約約款)

第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、規則で定めるところにより受託契約約款を定め、市長へ届け出なければならない。当該約款の内容を変更したときも、同様とする。

(受託契約約款の掲示)

第45条 卸売業者は、前条の受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第46条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その内容を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会った場合でその了承を得たときは、この限りでない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第47条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格にその8パーセント（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の市場内における業務の規制)

第48条 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等で市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けているときは、この限りでない。

3 前項ただし書の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第2項ただし書の許可については、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。

#### 第49条 削除

(売買取引の制限)

第50条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命じることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段が生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該者に係る売買を当分の間差し止めることができる。

(1) 売買について不正な又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第51条 市長は、衛生上有害な物品が市場内に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品について売買を差し止め、又は撤去を命じることができる。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第51条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内の卸売場又は卸売業者の事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等(出荷者及び買受人に対して交付されるものに限る。以下同じ。)がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(卸売予定数量等の報告)

第52条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、規則で定める時刻までに、品目及び売買取引の方法ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品

(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号に掲げる物品を除く。)

(3) 第39条第1項ただし書に規定する市長の許可を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、品目及び売買取引の方法ごとに、当日卸売をした数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格並びに卸売の相手方を市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品

(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号に掲げる物品を除く。)

(3) 第39条第1項ただし書に規定する市長の許可を受けて当日卸売をした物品  
(卸売予定数量等の公表)

第53条 市長は、卸売業者から前条第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに、卸売を予定する主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の掲示板に掲示して公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要産地ごとに高値、中値及び安値に区分して公表するものとする。

第53条の2 卸売業者は、第52条第1項及び第2項の規定による報告を行ったときは、速やかに、卸売を予定する主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の卸売場の見やすい場所に掲示して公表しなければならない。ただし、市場の取扱品目の部類ごとの卸売業者が1者である場合には、開設者が行う前条第1項に規定する公表と共同で公表することができる。

2 前項の規定による公表は、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要産地ごとに高値、中値及び安値に区分して公表するものとする。

3 卸売業者は、次に掲げる事項について、それぞれ前月の合計額を各月10日までに市場内の卸売場の見やすい場所に掲示して公表しなければならない。

(1) 委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等の種類ごとの交付額

(仕切り及び送金)

第54条 卸売業者は、受託物品の卸売をした場合は、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(次条に規定する特約があるときには、その特約による期日)までに、売買仕切書及び次項第5号に規定する額の売買仕切金を送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。次号において同じ。)及び数量(当該委託者の責めに帰すべき事由により第59条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る事項。次号に掲げるそれぞれの額において同じ。)

(2) 単価に数量を乗じて得た額及びその8パーセント(軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント)に相当する額並びにこれらの合計額

(3) 第56条第1項に規定する委託手数料の額

(4) 当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目及びその額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 第2号に規定する合計額から第3号に規定する額及び前号に規定する委託者の負担となる費用の額を控除した額

(仕切り及び送金に関する特約)

第55条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、特約届出書を市長に提出しなければならない。当該特約の内容を変更したときも、同様とする。

(委託手数料の額の届出等)

第56条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額（当該額が定額でない場合は、当該額の算出方法を含む。以下この条において同じ。）を定め、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項に規定する委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対し、当該委託手数料の額の変更を命じることができる。

#### 第57条 削除

(買受代金の即時支払義務)

第58条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、当該特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買受額にその8パーセント（軽減対象資産以外のものにあつては、10パーセント）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 卸売業者は、前項の支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。当該特約の内容を変更したときも、同様とする。

3 市長は、前項の届出の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特約の変更その他必要な改善措置を執るべき旨を命じることができる。

- (1) 特約が、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
- (2) 特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第59条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

(決済の方法)

第59条の2 市場における売買取引の決済は、第54条、第55条及び第58条で定めるもののほか、卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は売買参加者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当事者間で決定した支払方法により、当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

#### 第60条 削除

##### 第4章 卸売の業務に関する品質管理

(品質管理の方法)

第61条 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置に関する事項
- (4) 品質管理の責任者の責務に関する事項
- (5) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項に規定する規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

#### 第5章 市場施設の使用

##### (施設の使用指定)

第62条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の規定による許可（会議室の使用の許可を除く。）を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍に相当する金額の範囲内において規則で定める。

5 第7条第2項及び第9条から第11条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

##### (用途変更、転貸し等の禁止)

第63条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸しし、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

##### (原状変更の禁止)

第64条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えた場合は、市長は、使用者に対し、当該市場施設の返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。

##### (返還)

第65条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務に係る許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

##### (指定又は許可の取消しその他の規制)

第66条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限、停止その他の必要な措置を命じることができる。

##### (補修命令等)

第67条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命じることができる。

##### (使用料等)

第68条 市場施設の使用料（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）は、会議室については使用の都度、それ以外の施設については月ごとに徴収するものとし、その額は、別表に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

## 第6章 監督

### (開設者の責務)

第68条の2 市長は、市場における売買取引が、公正かつ効率的に行われるよう、取引参加者を指導及び監督しなければならない。

- 2 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

### (報告及び検査)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (改善措置命令)

第70条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命じることができる。

### (監督処分)

第71条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第17条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第25条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第28条第1項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - (2) せり人がせり売に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
  - (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
  - (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。
- 6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者（以下この項において「卸売業者等」という。）について、法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務（卸売業者等としての業務に限る。）に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じるほか、当該卸売業者等に対して第1項から第4項までの規定を適用する。

## 第7章 呉市地方卸売市場運営協議会

### （設置）

第72条 市場の円滑な運営を図るため、呉市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第73条 協議会は、市場の運営に関し必要な事項について調査・審議をする。

2 協議会は、この条例の改正における次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日及び時間
- (2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあっては、委託手数料の徴収の方法に関する事項）
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- (4) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (5) 買受人に関する事項

3 協議会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するために必要な事項について、この条例の定めるところにより、又は必要に応じて、市長に意見を述べることができる。

### （委員）

第74条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委任）

第75条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 雑則

(卸売の業務の代行)

第76条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受けたこと又はその他の理由により、卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対する販売の委託又はその申込みのあった物品について、その行うことができなくなった卸売の業務を他の卸売業者に行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可等営業の禁止)

第77条 法又はこの条例の規定により卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可又は登録に基づき業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命じることができる。

(市場への出入場等に対する指示)

第78条 市場への出入場、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入場、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第79条 市場へ入場する者は、市場における秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場における秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置を執ることができる。

(許可等の制限又は条件)

第80条 市長又は指定管理者は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定（次項において「許可等」という。）には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第81条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

別表（第68条関係）

種別	金額
卸売業者市場使用料	その月の卸売金額の1,000分の3に相当する額に卸売場面積1平方メートルにつき月額176円を加えた額
青果部低温卸売場施設使用料	1平方メートルにつき月額 2,590円
仲卸業者市場使用料	第48条第2項ただし書の許可を受けて買い入れた物品のその月の販売金額の1,000分の3に相当する額に仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,430円を加えた額

関連事業者市場使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき月額 1,089円
	金融機関	1 平方メートルにつき月額 1,077円
	その他	1 平方メートルにつき月額 1,243円
関係業者事務所使用料		1 平方メートルにつき月額 1,089円
精算事務所使用料		1 平方メートルにつき月額 1,089円
その他事務所使用料		1 平方メートルにつき月額 1,166円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき月額 869円
加工施設使用料		1 平方メートルにつき月額 759円
水産 1 号冷蔵庫使用料		一式月額 1,408,388円
水産 2 号冷蔵庫使用料		一式月額 1,219,716円
水産製氷庫使用料		一式月額 930,393円
生けす用給排水設備使用料		一式月額 78,234円
会議室使用料	大会議室	1 回（3 時間以内）につき 1,100円
	小会議室	1 回（3 時間以内）につき 880円

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 2 号）第 1 条の規定による改正前の卸売市場法第 5 8 条第 1 項の規定による許可を受けて卸売業者となっている者は、この条例による改正後の呉市地方卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条の 2 の許可を受けた卸売業者とみなす。
- 3 改正後の条例第 6 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、同条第 3 項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の呉市地方卸売市場業務条例第 7 条の規定により預託している保証金は、改正後の条例第 7 条の規定により預託する保証金に充当することができる。